

# 相模原市農業委員会第9回会議議事録

開会日時 令和4年11月30日 午後1時41分

閉会日時 令和4年11月30日 午後2時42分

開催場所 市民会館3階 第1大会議室

出席委員 (○印)

①	青木 齊	⑧	志村 佳男	15	八木 拓美
②	齋藤 憲一	⑨	阿部 健	⑩	菱山 喜章
3	加藤 正博	⑩	高橋 三行	⑪	藤村 達人
④	渋谷 久夫	⑪	齋藤 孝之	⑫	天野 明
⑤	斉藤 嘉之	⑫	山口 幸男	⑬	加藤 通一
⑥	大塚 優子	⑬	大谷 健一		
⑦	小林 康史	⑭	西東 邦雄		

出席委員 17名

欠席委員 2名 (3番加藤正博委員、15番八木拓美委員)

傍聴人 0名

事務局 斉藤ますみ 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高

議事録署名人 議長

\_\_\_\_\_

議席10番

\_\_\_\_\_

議席16番

\_\_\_\_\_

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第3回農地利用最適化推進委員連絡会報告
3	議案第66号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第67号	農地法第4条の規定による許可申請について
5	議案第68号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第69号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第70号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第71号	農用地利用集積計画の決定について
9	報告第48号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
10	報告第49号	農地所有適格法人の報告について
11	報告第50号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
12	報告第51号	非農地証明書の発行について
13	報告第52号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
14	報告第53号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

## **議長（阿部会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第9回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は17名で、定足数に達しております。

本日、3番加藤正博委員、15番八木拓美委員より欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、10番高橋三行委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

傍聴希望はないということであります。

## 日程1 会務報告

### 議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

斉藤事務局長に報告いたさせます。

### 事務局（斉藤事務局長）

それでは、令和4年10月31日から令和4年11月29日までの主な会務につきまして報告をさせていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、(1) 県関係でございます。

11月16日、神奈川県副知事との意見交換会及び要望活動についてが開催されまして、阿部会長が出席されております。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症・生産資材の価格上昇への農政対応及び地域計画と活性化計画の一体推進等に関する要望及び要望活動についてでございます。

同日に開催された農業会議理事会、農業会議常設審議委員会にも出席されております。審議委員会への報告は、本市からは10件となっております。

続きまして、(2) 市関係でございます。

10月31日、農業委員会第8回総会を行いまして、農業委員19名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

続きまして、11月9日、農地利用最適化推進委員連絡会が行われまして、推進委員15名、農業委員13名が出席しております。内容につきましては、令和4年度利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消に向けた取組についてほかでございます。

続きまして、11月21日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。

裏面を御覧いただきたいと存じます。

続きまして、11月25日、相模原市都市計画審議会小委員会が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、用途地域等の見直しの方針についてでございます。

続きまして、2のその他でございます。

初めに、県関係ほかでございます。

11月9日、令和4年度関東ブロック女性農業委員等研修会が開催されまして、大塚委員が出席されております。内容につきましては、講演「CSAの事例から見る女性委員の組織活動について」ほかでございます。

続きまして、11月16日、令和4年度市町村合同新規参入就農相談会が開催されまして、鈴木推進委員、高城推進委員ほか出席しております。

続きまして、市関係でございます。

11月8日、中央区田名におきまして、農地再生モデル事業の除草剤散布が行われまして、大谷委員、木下推進委員が参加しております。

続きまして、11月11日、令和5年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見を副市長へ提出し、阿部会長、菱山副会長、高橋委員、齋藤憲一委員、天野委員、小林委員、私、斉藤ほかが出席しております。

続きまして、11月14日、緑区鳥屋におきまして、農地再生モデル事業の津久井在来大豆の収穫を実施いたしまして、農業委員8名、推進委員3名が参加しております。

続きまして、11月18日、令和4年度JA神奈川つくい農産物共進会審査が開催されまして、菱山副会長が出席されております。

続きまして、11月19日、神奈川つくい農業協同組合本店あぐりんずつくい感謝祭特設ステージにおきまして、令和4年度JA神奈川つくい農産物共進会審査褒賞授与式が開催されまして、阿部会長が出席しております。

同日、あぐりんずつくい9周年感謝祭におけるブース出展を行いまして、農業委員4名、推進委員3名、私、斉藤ほかが出席しており、農業委員会の活動紹介、農業クイズによる啓発物品の配布を行いました。

以上でございます。

#### **議長（阿部会長）**

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたらお願いいたします。よろしいですね。

[ はいの声 ]

#### **議長（阿部会長）**

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程2 第3回農地利用最適化推進委員連絡会報告

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程2「第3回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。  
菱山副会長から報告をお願いします。

### 副会長（菱山副会長）

第3回農地利用最適化推進委員連絡会の報告をいたします。

1月9日に行われました第3回農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。別途配付されております資料を御覧ください。

議題（1）令和4年度利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組について、説明終了後、担当区域ごとに遊休農地の解消等に向けた取組を行う候補地を選定いたしました。今後、担当職員が事前調査を行い、調査対象になった農地については、改めて御報告いたします。

また、報告案件（3）野生鳥獣被害対策研修について、有意義な研修であるため、参加してほしいという補足説明と、周知が十分でないので御協力いただきたい旨の話がありました。

以上、第3回農地利用最適化推進委員連絡会の報告とさせていただきます。

### 議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がありましたらお願いいたします。

### 事務局（濱端総括副主幹）

事務局から、5の報告案件ほか、（3）野生鳥獣被害対策研修について御説明をさせていただきます。研修の参加者は、今日の午前中時点で18名となっております。定員までまだ余裕がありますので、委員の皆様や地域農業者の方への参加の呼びかけについて、御協力をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で第3回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

## 日程3 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第66号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-11から3-12及び3-1014は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-11は、中央区清新に住む譲渡人が所有する農地を、南区磯部に住む譲受人が親族間での財産整理のため、所有権移転を受けるための申請です。譲渡人が叔母、譲受人が甥の関係にあります。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は磯部の畑、2筆、329㎡です。今後の作付は、ジャガイモ、サツマイモ、ホウレンソウなどの露地野菜を予定しています。なお、申請地に隣接する畑、1筆、661㎡、スクリーンでいいますと航空写真の右側、黄色い線で囲った部分を譲受人が所有し、耕作をしております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。全部効率利用要件については、経営農地1筆、661㎡で、適切に管理され、下限面積要件2,000㎡については、神奈川県事務提要に示されている下限面積未満の場合の例外許可に該当します。この例外許可の具体的な内容としましては、位置・面積・形状から見て一体利用しなければ利用が困難と認められるもので、現に耕作等を行っている隣接地権者が権利を取得する場合に該当します。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が150日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-12は、緑区下九沢に住む譲渡人が所有する農地を、農地所有適格法人のハンド株式会社が、経営規模拡大のために所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は大島の畑、2筆、合計2,899㎡です。今後の作付は、ブドウを予定しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。全部効率利用要件については、経営農地3筆、5,012㎡で、適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の1件について説明いたします。引き続き3ページを御覧ください。

収受番号3-1014は、東京都西多摩郡に住む譲渡人が所有する農地を、緑区域山4丁目に住む譲受人が、経営規模拡大により所有権移転を受けるための申請です。現地状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は中沢の畑、4筆、2,967㎡です。今後の作付は、菊、ユリなどの花卉及び葉ニンニク、タマネギなどの露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地2筆、1,533㎡、適切に管理されており、下限面積要件については、取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が下限面積2,000㎡以上であることを満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が340日、妻が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

#### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明、御意見はございませんか。

収受番号3-11については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

#### **5番（斉藤委員）**

写真でいうと、この農地の奥のほうが、先ほど説明があったように、譲受人が耕作しています。赤いところが今度譲り受けするところですが、本人も耕作していますし、農業をやっていますので、問題ないと思います。

#### **議長（阿部会長）**

ありがとうございました。

収受番号3-12については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

#### **12番（山口委員）**

この農地ですけれども、実は数年前までは作付もされていまして、優良農地だった場所ですが、最近、おじいさんとおばあさんが相次いで亡くなられて、人手がなくなって作付ができなくなった場所と記憶しております。その後も管理はされていたので、今もたしか雑草になっていますけれども、雑草も大したことないので、恐らく、復旧するのは簡単だと思います。それで、ハンド株式会社ですけれども、この近くでブドウ園を幾つかやっておりまして、そこはきれいに管理されているのは確認されておりますので、この譲渡で、多分、また優良農地として復活できるんじゃないかと思います。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

ありがとうございました。

収受番号3-1014については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いいたします。

#### **14番（西東委員）**

別行動でしたが、落合推進委員と連携しながら現地調査を行ってまいりました。申請地の状況は、事務局も確認済みですけれども、農地としては適正に管理されている状況

です。ただ、この申請地はいずれも細長い畑地で、すごく使い勝手が悪いという感じの農地でした。一部、出入口は軽トラが通れる広さでしかないようなところもありましたけれども、譲受人は地元で花卉の生産販売をされている方で、また、認定農業者でもあります。そういうところは承知の上での譲り受けかと思えます。特に問題はないかと思われまます。以上です。

**議長（阿部会長）**

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

**17番（藤村委員）**

3-11について、面積が下限要件を満たしていなくて、これは農業委員としてはどうやって解釈していったらいいか、よく分からない。

**事務局（伊藤担当課長）**

基本的に、農地法は農地を保全するという考えから来ています。その考えの中から、農地を保全するために、隣接する地権者、隣接する農地に限って、この扱いが適用されています。農地を保全するという目的で取得するのであれば、下限面積要件は疑問視しないというような扱いになっております。

**17番（藤村委員）**

はい、分かりました。

**7番（小林委員）**

3-12の案件、ブドウ畑にするということですがけれども、この辺りのブドウの畑って、大体、土を入れ替えて、赤土を入れて盛り上げて、周りに防風ネットをやっているんですけれども、今回、そういう計画とかはあるんでしょうか。

**事務局（伊藤担当課長）**

土を入れ替えるという話は聞いておりません。ただ、周りにつきましては、防風ネットを張るという計画は聞いております。

以上です。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**7番（小林委員）**

はい、いいです。

**議長（阿部会長）**

ほかに、ございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第66号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程3議案第66号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程4 議案第67号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第67号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、4ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第67号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-1003は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページを御覧ください。

收受番号4-1003は、申請人が所有する緑区根小屋の農地、1筆、1,447㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、近隣の里山を整備している事業者から要望を受け、駐車場として使用するための申請です。隣接地への被害防除ですが、計画地は周囲より低くなっており、車両の出入口以外は傾斜を利用した土羽を造成するとともに、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は串川中学校の北約680mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。

收受番号4-1003については、津久井地区担当の八木拓美委員に補足説明や御意見をお伺いするところですが、本日、欠席しております。八木拓美委員より、現地確認したところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

これより質疑に入ります。

何か御発言はございませんか。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第67号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程4議案第67号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第68号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、6ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-22から5-24及び5-1054から5-1058は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、7ページを御覧ください。

收受番号5-22は、譲受人の株式会社美都住販が、譲渡人が所有する双葉1丁目の農地、2筆、1,842㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第2種及び第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人である株式会社美都住販が、都市計画法第34条第11号の規定に基づき、区域指定を受け、9区画の宅地分譲をするための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み2段から3段で土留めする計画です。雨水については浸透トレンチを設置し、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は市立双葉小学校の北東約145mです。

続きまして、收受番号5-23は、譲受人の株式会社美都住販が、譲渡人が所有する双葉1丁目の農地、4筆、17.14㎡の所有権移転を受け、拡幅道路として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は同じく5ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、收受番号5-22の開発において必要な道路を拡幅するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段から3段積みを設置する計画です。雨水については、側溝及び浸透ますを設置する計画です。申請地は市立双葉小学校の北東約145mです。

続きまして、收受番号5-24は、賃借人の株式会社奥村組東日本支社が、貸出人が所有する中央区田名の農地、1筆、1,932㎡を借り受け、仮設事務所、資材置場及び駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由としましては、現在、建設業を営んでおり、東京電力パワーグリッド株式会社から受注した管路新設工事に係る工事用の仮設事務所、資材置場及び駐車場として一時転用するものです。一時転用期間は、許可後、令和4年12月2日を予定しておりますが、その日から令和7年10月31日までです。農地への復元後は、ネギ、タマネギなどの露地野菜の作付を予定しています。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、安全鋼板高さ3mを設置して土留めをする計画です。雨

水については、敷地内は鉄板敷きで境界から周囲を1.3mの幅で砕石を敷き、敷地内に浸透する計画です。申請地は市立夢の丘小学校の北西約230mです。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の5件について説明いたします。引き続き、8ページから9ページを御覧ください。

収受番号5-1054は、譲受人が譲渡人が所有する緑区三ケ木の農地、1筆、124㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、現在、借家に居住しており手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロックを使用するとともに、新たにコンクリートブロック2段から3段を設置するとともに、雨水については浸透ますによる敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は神奈中三ケ木バスターミナルの南約180mです。

続きまして、収受番号5-1055は、譲受人が譲渡人の所有する緑区长竹の農地、1筆、313㎡の所有権移転を受け、敷地拡張するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。下側の白抜き部分が本案件の申請地となります。農地区分は第2種農地です。申請理由は、自己住宅の敷地が手狭であり、敷地を拡張するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め鋼板高さ約40cmを設置するとともに、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は串川中学校の西約250mです。

続きまして、収受番号5-1056は、譲受人である有限会社神津土地が、譲渡人の所有する緑区长竹の農地、1筆、781㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地とするための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。上側の斜線部分が本案件の申請地となります。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、特定建築条件付売買予定地とするものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存のコンクリートブロック1段から3段を使用するとともに、コンクリートブロック1段を設置し、雨水については浸透トレンチを設置する計画です。申請地は串川小学校の西約250mです。

続きまして、収受番号5-1057は、譲受人である有限会社神津土地が、譲渡人の所有する緑区长竹の農地、2筆、236㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、新たに貸駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、新たに土留め鋼板高さ約40cmを設置するとともに、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は串川小学校の南西約280mです。

続きまして、収受番号5-1058は、譲受人が譲渡人の所有する緑区寸沢嵐の農地、1筆、496㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の

状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、実家に居住しており、手狭なため、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み1段から3段を新設するとともに、雨水は浸透ますの設置による敷地内浸透とし、汚水は合併浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は内郷中学校の西約560mです。

以上で説明を終わります。

#### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-22及び5-23については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

#### **8番（志村委員）**

11月23日に現地調査へ行ってまいりました。ここは大沼ゴルフクラブの反対側でして、5-22は今、栗とか梅が植わっておりました。境界もきちんと杭がありまして、特に問題はないと思います。

5-23ですけれども、入口がちょっと狭いので、セットバックということで、境界も特に問題ございませんでした。よろしく申し上げます。

#### **議長（阿部会長）**

ありがとうございました。收受番号5-24については、中央区担当、大谷健一委員、申し上げます。

#### **13番（大谷委員）**

この土地につきましては、問題はないと思うんですが、ただ、左側に狭い道路があって、国道と村富線の抜け道になっておりまして、狭い道にしては相当な交通量があります。その上、高校生の自転車通学や夢の丘小学校の子供たちが通る大変交通量の多いところですので、業者には、交通の面について十分考えていただきたいと思います。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

ありがとうございました。收受番号5-1054については、津久井地区担当、大塚優子委員、申し上げます。

#### **6番（大塚委員）**

11月28日に高城推進委員と一緒に見てまいりました。現地は、ここの部分が農地であったということだけで、両サイドは住宅がどんどんと建っているような農地でした。境界も既にきちりとして入っていますし、今は隣接した駐車場等がありましたので、ブロックで全て囲われております。一部分だけが、赤線の広い方側がまだ畑の境で、ブロックはないんですけれども、ここにきちんとブロックを積んで、雨水の流出は防ぐということなので、既に公共下水道も入っているので、特段、問題ないと思います。

#### **議長（阿部会長）**

ありがとうございました。收受番号5-1055、5-1056及び5-1057については、津久井地区担当の八木拓美委員にお願いするところですが、本日、欠席しております。八木拓美委員より、現地確認したところ、特に問題はなかったとの

報告を受けております。

続きまして、収受番号5-1058については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いいたします。

**1番（青木委員）**

27日に山口推進委員と現地調査いたしました。事務局の説明どおり、間違いございません。私もいろいろと現地調査したんですけれども、大変きれいに整理されて、境界線も一目見れば分かるようなところで、間違いのないと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長（阿部会長）**

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

**2番（齋藤委員）**

5-24ですけど、農振地域内、なおかつ農用地という、一番厳しい条件設定、規制がかけられているところですけど、一時転用であるから、特にそういった点は考慮しなくて問題ないと、こういうことでよろしいんですか。

**事務局（伊藤担当課長）**

一時転用といいましても、転用できる期間が農振農用地は3年間という決まりがございます。それ以外については、場合によっては最長5年ぐらいまでという許可期間がありますけれども、農振農用地については3年が限度、そういう縛りはございます。

以上です。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**2番（齋藤委員）**

はい。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言はございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第68号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程5議案第68号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第69号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第69号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第69号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-346から4-365及び4-1041から4-1069並びに4-1072から4-1084は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページから40ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権を設定するものです。

整理番号4-346から4-365までの本庁管内分について御説明します。

4-346から4-365までにつきましては、いずれも期間満了に伴う更新の申請です。

本庁管内分については、新規の申請はありませんでした。合計件数は20件、38筆で、28,723.30㎡です。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

それでは、引き続き20ページから40ページを御覧ください。津久井事務所管内の42件について説明いたします。

整理番号4-1041から32ページの4-1069及び32ページの4-1072から37ページの4-1081までは、期間満了に伴い提出された申請で、合計39件、68筆、面積は49,921㎡です。

37ページから40ページまでの4-1082から4-1084までの3件は新規分となります。

まず、整理番号4-1082は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は11ページを御覧ください。契約期間は3年1か月、件数は1件、1筆、面積は1,104㎡です。

続きまして、整理番号4-1083は、先月の全員協議会で農地所有適格法人として報告いたしました、さがみネギセンター株式会社が新たに利用権を設定するものです。案内図は12ページから13ページを御覧ください。契約期間は20年1か月、件数は1件、13筆、面積は10,812㎡です。

続きまして、整理番号4-1084は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は14ページを御覧ください。契約期間は5年1か月、件数は1件、2筆、面積は1,225㎡です。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**17番（藤村委員）**

21ページの4-1042と4-1044、いずれも耕作者が横浜の方、それから三鷹の方で、遠方からわざわざということですが、これはどういう方というか、良好に農業をされているんでしょうか、ちょっと教えてください。

**事務局（松浦所長）**

まず、4-1042の方は、住所は横浜になっていますけれども、実家は長竹にありまして、そちらを拠点にして、今、耕作をされていらっしゃいます。

**17番（藤村委員）**

はい、了解です。

**事務局（松浦所長）**

推進委員をやっています。農業関係とかいろいろ、相模原で積極的に活動していただいていることを御理解いただければと思います。

それから、4-1044についても、同じように拠点を寸沢嵐にお持ちになっいらっしゃるといことで、既に耕作面積の右手にも書いてありますけれども、6,000㎡弱耕作されているということで御理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

**17番（藤村委員）**

はい、分かりました。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**17番（藤村委員）**

はい。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言ございますか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第69号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程6議案第69号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第70号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第70号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、19番加藤通一委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

### 19番 加藤通一委員 退席

### 議長（阿部会長）

それでは、日程7議案第70号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、41ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第70号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-366は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受けの備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、42ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権を設定するものです。

整理番号4-366は、期間満了に伴う更新の申請です。合計件数1件で、1筆、1,695㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

### [ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第70号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

### 全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程7議案第70号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、19番加藤通一委員には御着席をお願いいたします。

**19番 加藤通一委員 着席**

## 日程8 議案第71号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程8議案第71号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、43ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第71号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-1070から4-1071は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年11月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、44ページを御覧ください。津久井事務所管内の2件について説明いたします。

こちらにつきましては、地権者と耕作者との相対で利用権の設定をするもので、整理番号4-1070から4-1071までは期間満了に伴い提出された申請で、合計で2件、2筆、面積は2,399㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 17番（藤村委員）

契約自体というか、基本的には問題ないと思うんですけど、契約期間が20年というのはあるんですか。ちょっとここが理解できないというか、長いなという感じですが。

### 事務局（松浦所長）

利用権自体は通常3年ですが、先ほども20年という案件がありました。あちらについては自身の土地を供出されているところもありますけれども、今回につきましては、果樹を栽培されています。そうしますと、どうしても短期では厳しいということで、前回、3年で更新になっていましたけれども、今まで様子見だったんだと思います。今回は、経営について地元からの信頼も得た中で、長期に貸してもいいということで20年設定されているということで考えています。

以上です。

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言ございますか。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第71号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

## 全員挙手

### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第71号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 報告第48号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程10 報告第49号 農地所有適格法人の報告について

日程11 報告第50号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程12 報告第51号 非農地証明書の発行について

日程13 報告第52号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程14 報告第53号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

**議長（阿部会長）**

続きます、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員からの質疑があった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

**事務局（伊藤担当課長）**

特にございません。

**議長（阿部会長）**

事務局からは、ないということでございます。

皆様方はいかがでしょう。

**17番（藤村委員）**

53ページ、報告第49号農地所有適格法人の報告について、これはどういう方ですか。前からあったような記憶はあるんですけども、実績のところは10万円とか、どういう事業形態なのか分からないので教えてください。

**事務局（伊藤担当課長）**

事業形態につきましては、御覧のとおり、農地所有適格法人になっております。売上げ等については、報告の中では参考という形になります。何度も申し上げますけれども、法人の報告については、事業形態が農地所有適格法人としての要件に合致しているかというところだけの確認になりますので、当然、法人としては、野菜を生産して、細々とですが直売をやっているような状況です。

### 17番（藤村委員）

分かりました。そうすると、農業委員会としては、良好に土地が利用されているかどうかということを見守るということで、そういう意味ではどうでしょうか。10万円というと、私の趣味の農園の生産量と同じぐらいの感じもするので、ちょっとさみしいなとか、良好じゃないなというように見えるんですが。

### 事務局（伊藤担当課長）

農地の利用については、荒らしていることもなく、適切に管理はしております。売上げに関しては、やはり、こちらの経営状況は金額で出ているとおおり、これについてはきちんと確定申告なり出されている数字ですので、間違いなくこの金額にはなっております。

以上です。

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

ここは所得じゃなくて売上げですよ。

### 10番（高橋委員）

ちょっと聞いていいですか。常時従事者が年間60日以上農作業に従事している人が2人いればいいよという規定ですけれども、年間で60日が2人でいいですよと、365日のうちの60日で常時従事者とするということ自体、今後、少しこの辺を変えていかなければいけないのかなと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

### 事務局（伊藤担当課長）

60日以上というのは、この会社の法人の役員という限定されているものです。役員が農業に参加し、最低でも60日やりなさいと。55ページを御覧いただきますと、理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況ということで、役員としまして、お二方おりますけれども、この方々が150日、それぞれ農作業に携わっているということになります。

### 議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

以上で日程9報告第48号から日程14報告第53号については終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第10回総会は、令和4年12月27日火曜日午後1時30分から開催する予定です。場所は市役所第2別館第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第9回総会を終了いたします。